

第2節

日本の国際協力（ODAと地球規模の課題への取組）

総論

ODAは日本の最も重要な外交手段である。日本を取り巻く国際情勢が大きく変動する今日、その重要性や有効性は更に増大している。自由で豊かで安定した国際社会の実現に向け、普遍的価値や戦略的利益を共有する国に対し、支援を行っていく。このため、ODAの戦略的・効果的活用を進める必要がある。

グローバル化が急速に進展する今日、国内紛争の国際化、テロ、感染症の広まり、人の移動の拡大に伴う人身取引や難民問題、経済危機、貧困・格差の拡大、気候変動・環境問題、災害など、人々を脅かす脅威もまた多様化し、深刻化している。このような地球規模の諸課題に対応するためには、人間の安全保障を指導理念として、MDGsの達成、グリーン経済への移行、持続可能な開発の実現といった共通の目標に向け、国際社会の協力を強化することが必要である。

日本は、国際社会共通の開発目標であるMDGs達成を人間の安全保障の実現に不可欠なものとして重視し、積極的な貢献を続け、MDGs達成に向けた国際社会の取組を主導している。また、MDGsが達成期限を迎える2015年より先も国際社会が一丸となって取り組むべき共通の目標を設定すべきとの考えから、2015年より先の国際開発目標（ポス

トMDGs）の策定に向けた議論についても、主導的役割を果たしている。人間の安全保障の理念に沿った国際社会におけるリーダーシップの発揮や支援が、日本に対する信頼を強化することにつながっている。

また、このような地球規模の課題の解決に日本が貢献するためには、日本の総力の結集が重要である。ODAの分野では、政府のみならず、地方自治体、NGO、民間企業、大学といった援助の担い手の拡大が進んでおり、政府は各担い手との連携強化を進めている。

ODAの実施に当たっては、国民による幅広い理解と支持が不可欠である。このため、外務省は、援助の効率性や透明性の向上に向けた取組を継続的に行っている。具体的には、昨年度創設した「開発協力適正会議」をこれまでに7回実施したほか、事業の透明性を高める目的で立ち上げられ、ODA案件の現状や成果を体系的に公表している「ODA見える化サイト」には、これまでに1,280件の案件が掲載されている。

ODAは、日本自身のためにも役立てられている。具体的には、ODAを通じて日本の力強い経済成長を後押しするために、国際協力機構（JICA）海外投融資の再開や外貨返済型円借款の導入などの貿易・投資環境の整備、中小企業の製品・技術などのニーズ調査

や案件化調査、中小企業が必要とするグローバル人材の育成を目的とした「民間連携ボランティア制度」などの中小企業の海外展開支援を実施し、拡充している。

持続可能な社会の構築は、開発途上国支援に留まらない国際社会全体の関心事項である。日本は、持続可能な開発を外交上の重要課題と位置付け、国際社会の議論を主導している。2012年6月に開催された国連持続可能な開発会議（リオ+20）でも、世界のグリーン経済移行などに取り組む「緑の未来」イニシアティブを発表し、着実に実施してきている。

地球の持続可能性への脅威となる気候変動問題については、COP18において2つの作業部会がその作業を終了し、京都議定書に代わる新たな国際枠組みの構築に向けた交渉に専念できる環境が整備された。日本は、世界の低炭素成長実現に向けた地域的又は二国間の取組として、「東アジア低炭素成長パートナーシップ対話」の開催や「二国間オフセット・クレジット制度」の提唱など具体的取組を精力的に推進しており、引き続き交渉を積極的に主導していく。

近年、環境問題、航路開通、資源開発などに関わる国際的議論の高まりが見られる北極については、北極評議会へのオブザーバー資

格申請を行うなど、北極をめぐる議論への関与を強めている。また、外務省内に北極に関する日本の外交政策を分野横断的に検討し、適切な北極政策を推進するための「北極タスクフォース」を立ち上げ、関連情報の共有や意見交換を重ねている。外務省内では北極に関する諸問題についての研究会も開催している。

南極については、1959年に採択された「南極条約」が①南極の平和利用、②科学的調査の自由と国際協力、③領土主権・請求権の凍結などの基本原則を定めている。日本は、これらの基本原則にのっとり研究や観測活動を推進するとともに、1991年に採択された「環境保護に関する南極条約議定書」に従い、南極の環境保護に努め、南極条約体制の維持に貢献している。

また、世界最高水準の日本の科学技術に対する国際社会の関心と期待は高い。科学技術協力を通じて各国との関係を増進し、また協調しながら、日本は、持続可能な成長の実現や地球規模の課題の解決を目指している。そのために、二国間科学技術協力協定に基づく協力、科学者・専門家の派遣、多国間の大規模な研究開発プロジェクト、科学技術ODAの推進などに取り組んでいる。

各論

1 政府開発援助（ODA）

(1) ODAの現状

日本を取り巻く情勢が変化する中、日本の最も重要な外交手段であるODAの有効性は更に増大している。ODAを戦略的・効果的に活用することで、①自由や民主主義といっ

た普遍的価値を基礎とした自由で豊かで安定した国際社会の実現、②「人間の安全保障」の推進を通じた日本への信頼強化、③中小企業等の国際展開と日本経済の再生への貢献を

目指す。

ア 自由で豊かで安定した国際社会を実現するためのODA

グローバル化の急速な進展、情報技術の広範な普及などを背景に、世界各地において自由と民主主義を求める動きが進んでいる。こうした国際環境の大きな変化の中で、開発途上国における平和と安定の確保を目指し、自由や民主主義といった普遍的価値や戦略的利益を日本と共有する国に対し支援を拡充していくことは、自由で豊かで安定した国際社会の実現のために欠かせない。

例えば、ミャンマーでは、2011年3月のテイン・セイン政権成立以降、民主化・国民和解・経済改革が進んでいるが、こうした動きを受けて、日本政府は、これらの改革努力を後押しすることで、民主化が進展し、改革の成果をより広範な国民が実感できるようにするため、2012年4月にミャンマーに対する経済協力方針の見直しを始めとして、民主化の状況を踏まえつつ、幅広い支援を行っていくと表明している。

イ 日本への信頼を強化するODA：「人間の安全保障」の理念に沿った支援と多様なパートナーとの連携強化

日本は、人間一人一人に着目し、その保護と能力強化を図る「人間の安全保障」の理念に沿った支援を行っている。人間の安全保障の理念に基づいて多面的な支援を行うことで日本は開発途上国の貧困削減と包摂的成長に貢献しており、こうした取組は、諸外国の日本に対する信頼の強化につながっている。2012年には、保健分野、水分野に対する支援、農村の貧困削減に資する支援等を行ったほか、緊急援助として、シリア難民等に対する支援、パキスタンの洪水被害に対する支

援、フィリピンの台風被害に対する支援等を行った。

地球規模の課題に対する日本の支援をより効果的に進めていくためには、政府のみで取り組むのではなく、日本の総力を結集することが重要であり、地方自治体、NGO、民間企業、大学といった援助の多様な担い手との連携強化が進んでいる。また、このように多様な人材が実際にODA事業に参画すれば、開発途上国や援助の実情をより深く知ることとなり、国民のODAに対する理解を広めることにもつながる。

地方自治体との関係では、インドネシアにおけるエネルギー分野の協力、カンボジア、ベトナムにおける水道分野の協力に取り組む北九州市や、セブ市（フィリピン）で環境に配慮した都市づくり分野の協力を進める横浜市など、海外展開を通じて地域活性化を目指す地方自治体に対し、ODAを活用した積極的な支援を行っている。

また、NGOとの関係では、NGOが海外で行う開発・人道支援事業に対し資金協力を行うNGO連携無償資金協力事業を50億円から55億円に拡大するなど、連携を更に強化した。

さらに、知の集合体であり、地域の知的ネットワークの中心である大学のODA事業への参画を拡大することを目的に、キックオフとして2012年7月、外務省・文部科学省主催で、シンポジウム「大学とODA」を開催し、先駆的な事例に取り組む大学などからの情報共有が行われた。

ウ 中小企業等の国際展開と日本経済の経済再生に貢献するODA

中小企業を含む日本企業や地方自治体等の技術や知見を活用し、その海外展開を促し、アジアを始めとする新興国・開発途上国の需要に対応していくことは、新興国・開発途上

国の裾野産業育成を始めとする自律的発展のみならず、日本の経済成長に資するものである。外務省が策定した2012年度の「国際協力重点方針」においても、ODAを通じて日本の力強い経済成長を後押しするため、貿易・投資環境の整備や中小企業の海外展開支援を行うことを明記した。

投資環境の整備については、民間企業等が開発途上地域で実施する開発事業を出資・融資により支援する手段として、JICA海外投融資の本格再開¹を2012年10月に決定した。また、借入国から要望がある場合に、通常の円建て債務を貸付完了後に米ドル債務に転換できる外貨返済型円借款の導入を2012年11月に決定するなど、開発途上国と企業の双方にとってODAがより利用しやすくなるようスキームの改善を図っているところである。

また、中小企業の海外展開支援については、

優れた製品・技術を有しているにもかかわらず、人材や知識・経験の不足により海外展開に踏み切れない日本の中小企業を支援するため、外務省は2012年度からODAを活用して、開発途上国における中小企業の製品・技術等のニーズ調査、ODA案件化のための調査、ODAによる現地への製品・技術等の普及を支援する委託事業を開始しており、2013年度も2012年度事業から得られた経験等も踏まえつつ、同事業を継続する予定である。

さらに、中小企業が必要とするグローバルな人材の育成を支援するため、中小企業等の社員を、企業に籍を置いたまま青年海外協力隊やシニア海外ボランティアとして開発途上国に派遣する「民間連携ボランティア制度」を2012年から新たに創設し、中小企業が開発途上国における人脈形成を積極的に支援していく。

(2) 日本のODA実績と主な地域への取組

ア 日本のODA実績

2011年の日本のODA実績は、支出純額ベースで対前年比1.7%減の約108.3億米ドルとなった。これは、経済協力開発機構／開発援助委員会（OECD/DAC）加盟国中では、米国、ドイツ、英国、フランスに次ぐ第5位の額である。また、支出総額ベースでは対前年比6.2%増の約199.9億米ドルとなり、米国に次いで第2位の額である。なお、支出純額ベースでの対国民総所得（GNI）比は0.18%となり、DAC加盟国23か国中第21位となっている。

イ 主な地域への取組

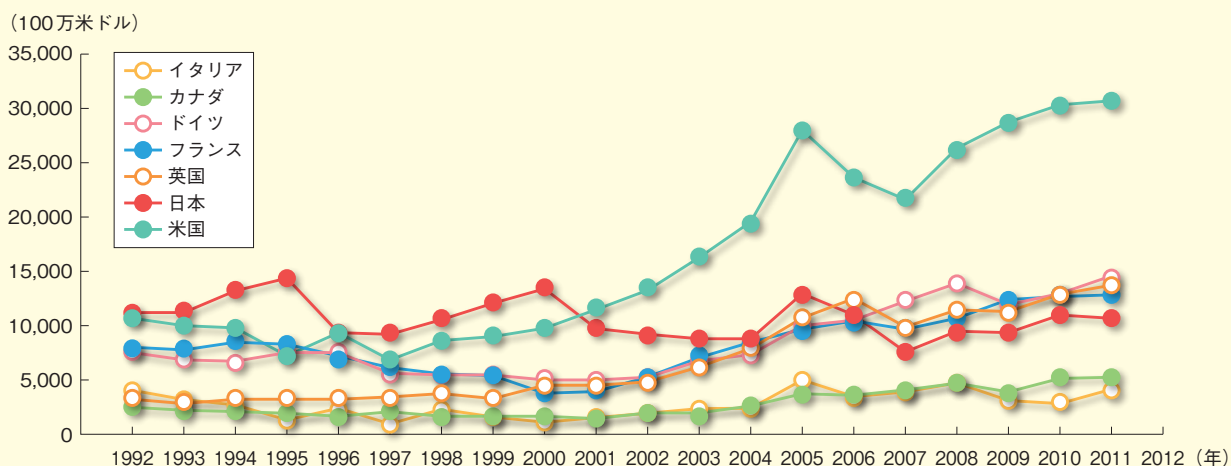
(ア) アジア

アジア地域は、政治、経済、文化など様々な面で日本と密接な関係にあり、日本の平和、安全及び繁栄にとって重要な地域である。2011年の日本の対アジア地域ODAは13.7億米ドルであり、ODA全体に占める割合は21%である。

日本は、ASEAN諸国に対し、公的資金と民間の活動を有機的に連携させた経済協力を進めてきた。2015年のASEAN統合に向けた域内における運輸網整備などの連結性強化や域内格差是正に向けた努力を行っている。

¹ JICAが行う有償資金協力で、日本の民間企業が開発途上国で実施する開発事業に対し、必要な資金を出資・融資するもの。民間企業が開発途上国での事業は、雇用の創出や経済の活性化につながるが、様々なリスクがあり高い収益が望めないことも多いため、民間の金融機関から十分な資金が得られないことがある。海外投融資は、そのような事業に出資・融資することにより開発途上国の開発を支援するもの。支援対象分野は①MDGs・貧困削減、②インフラ・成長加速化、③気候変動対策。円借款は開発途上国政府に対して行う経済協力であるのに対して、海外投融資は、日本の民間企業が開発途上国の政府以外の民間企業と行う活動に対し支援を行うことを通じて開発に貢献するもの。

主要援助国のODA援助実績（支出純額ベース）



また、2011年7月に日本が提唱した「ASEAN 防災ネットワーク構築構想」の下での防災協力なども行っている。

ミャンマーでは、2011年3月の民政移管以降、民主化、国民和解や経済改革に向けた前向きな動きが見られる。このような改革努力を後押しするため、2012年4月に、東京で行われた日・ミャンマー首脳会談において、日本は、ミャンマー国民の生活向上支援（少数民族や貧困層支援、農業開発、地域開発を含む）、経済や社会を支える人材の能力向上や制度の整備支援（民主化推進のための支援を含む）、持続的経済成長のために必要なインフラや制度の整備支援といった3つの柱を中心に幅広い支援を行うことを表明した。同年10月には、日本の主催により、ミャンマーに関する東京会合が開催された。また、同年11月にプノンペン（カンボジア）で行われた日・ミャンマー首脳会談では、日本として概ね500億円規模の新規円借款による支援を検討していると表明した。

インドネシアでは、JICAの協力により策定が進められてきた首都圏開発マスタープランが両国の関係閣僚により承認され、同国の国家開発計画の一部として位置付けられることが確認された。今後、このマスタープラン

に基づき首都圏の開発が促進され、同地域の生活環境やビジネス投資環境の改善が進むことが期待される。

インドは、経済が発展する一方で、依然としてインフラの未整備や貧困問題などの課題を抱えている。2012年に国交樹立60周年を迎えたインドに進出する日本企業の増加を背景に、日・インド関係がますます結びつきを強める中、日本は、インフラ整備や貧困削減、産業人材育成など様々な分野でODAを通じた支援を行っている。

(イ) 中東

中東・北アフリカ地域の平和と安定の確保は、世界の安定にとっても重要であり、日本は、エネルギー安全保障の観点も踏まえて同地域を積極的に支援している。

日本を始めとする国際社会は、アフガニスタンを再びテロの温床としないよう、同国の自立と安定に向けた国造りを支援することにコミットしており、2001年から2012年12月までの日本の支援実績は、治安維持能力の向上、元兵士の再統合、持続可能な開発のための支援を中心に約41.87億米ドルに達している。

2010年12月以降、チュニジアで始まった

いわゆる「アラブの春」と呼ばれる変革の動きに対しては、2011年5月に開催されたG8ドーヴィル・サミットにおいて、日本は、①公正な政治・行政の運営、②人づくり、③雇用促進・産業育成を中心に、この地域の安定的な体制移行や国内諸改革に向けた各国の自助努力を支援していくことを表明した。それ以降、この地域の平和、雇用状況の改善を含む格差の是正や人材育成に貢献するため、これまでに総額1,000億円を超える円借款の実施を決定するとともに、専門家派遣や研修員受入れなどの技術協力を含む様々な支援を展開している。

日本は、中東和平支援にも引き続き積極的に取り組んでおり、日本独自の中・長期的取組である「平和と繁栄の回廊」構想への支援を含め、1993年から2012年末までの期間で総額約13億米ドル以上の対パレスチナ支援を実施してきている。

イラク復興支援に関しては、日本は、2012年5月までに、約16.7億米ドルの無償資金協力の実施を完了させるとともに、約41.1億米ドルの円借款の実施を決定し、2003年に表明した総額50億米ドルの支援公約を達成した。今後は、日・イラク関係を新たなビジネス・パートナーシップに引き上げるとの方針を踏まえつつ、日本からの支援を戦後復興の段階から自立発展への橋渡しと位置付けて取り組んでいく。

（ウ） アフリカ

アフリカの中で、特にサハラ砂漠より南の地域は、依然として深刻な貧困問題に直面している。一方、この地域は、豊富な天然資源や観光資源に恵まれており、貿易・投資や観光の促進を通じた経済成長の大きな可能性を有している上、将来的な市場としても注目されつつある。実際に、経済成長率も2001年か

ら2010年までの平均で5.8%を記録している。

日本は、アフリカの自助努力（オーナーシップ）と国際社会による協力（パートナーシップ）を基本原則とするTICADの開催を通じて、アフリカ自身による開発課題への取組に積極的に協力してきている。2008年5月には、横浜においてTICAD IVを開催し、2012年までのアフリカ向けODAの倍増、アフリカ向け民間投資の倍増支援などを表明した。2012年5月には、マラケシュ（モロッコ）においてTICAD IVの支援策の履行状況を確認する第4回閣僚級会合が開催され、日本が東日本大震災からの復興に取り組みつつも、TICAD IVの公約を誠実に実施していることが、参加国・機関から評価された。また、TICADプロセス20周年を記念する会合となるTICAD Vが2013年の6月に横浜で開催されることが発表された。TICAD Vではアフリカの貧困削減と脆弱性の低減に焦点を当てつつも、成長の質の向上に重点を置くこととなっている。2013年3月には、アフリカ諸国の閣僚がアディスアベバ（エチオピア）に集まり、6月のTICAD Vに向けた議論が行われる予定である。

TICAD Vに向けては、官民連携も進め、オールジャパンとしての取組も強化していく。特に、民間投資がアフリカの経済発展を促進する考えから、安全対策も含め民間企業のアフリカ・ビジネスを支援し、さらには、そうした取組を通じてアフリカの成長を日本の成長につなげていくことを目指している。また、人間の安全保障の推進やテロとの闘いも含めアフリカ自身の平和と安定に向けた努力を後押ししていく。

南スーダンに関しては、20年にわたる南北スーダン間の内戦、和平合意に基づく住民投票の実施、2011年7月の独立を経て、国造りの重要な時期を迎えている。日本も



アーサー・ガーナ副大統領と会談する阿部外務大臣政務官（左）（2013年2月17日、ガーナ）

UNMISSへ自衛隊施設部隊を派遣するとともに、ODAにより、除隊した兵士の社会復帰を支援するなど平和の定着に関する取組を

進めている。また、道路、橋梁、河川港といった運輸インフラ整備や給水施設などのインフラ整備などに関する支援を実施し、推進していく。

また、ソマリア沖・アデン湾において発生している海賊問題に対しては、IMOを通じたODAを活用して、ジブチにソマリア及び周辺国の海上保安能力向上のための訓練センターの建設を進めているほか、ソマリア周辺国の海上保安機関職員を日本に招へいし、海上犯罪取締りに関する研修を実施している。さらに、ジブチに対して沿岸警備隊能力向上のための支援実施を決定しており、同地域における海上安全の強化に向けた貢献を行っている。

(3) ODA改革の取組

ODAの実施に当たっては、国民の幅広い理解と支持が不可欠である。そのためには、案件の計画、実施、案件終了後の評価、その後のフォローアップの各段階で透明性を高め、効率的で効果的な援助とすることが極めて重要である。こうした問題意識に基づき、ODAの一連の過程について、以下のような改革の取組を行っている。

ア 計画・実施段階における取組

計画段階の取組として、援助国ごとのニーズを踏まえて、重点分野を特定し、効果的で効率的な援助を行うため、国別援助方針を原則として全ての援助対象国について作成するとの方針の下で、2012年度は、49か国の国別援助方針策定作業を行っている。

また、従来無償資金協力のみを対象として開催してきた「無償資金協力実施適正会議」を発展的に改組した「開発協力適正会議」を2011年に新設し、同会議をこれまでに7回を行っている（2013年1月現在）。「開発協力適

正会議」では、無償資金協力に加え、円借款も議論の対象とし、必要に応じて、技術協力についても制度的な観点から議論している。NGO、経済界、学界、言論界からの6名の外部有識者との意見交換を協力準備の調査前に行うことを通じ、透明性や効率性の向上を図っている。

さらに、開発途上国との政策協議に基づいて主要な開発目標をまず設定し、そこから具体的に実施すべきプロジェクトを導き出していく「プログラム・アプローチ」の強化を図るべく、一部のプログラムでこれに実験的に着手している。

イ 評価・フォローアップ段階における取組

ODAの質を高めるためには、ODAの評価から得られた知見を次の政策立案や事業実施にいかしていく必要がある。外務省は、外部有識者による評価報告の共有や活用の強化を図るとともに事業の透明性を高める観点から、2011年4月にJICAのホームページ上に、

JICAが実施する有償資金協力、無償資金協力や技術協力について「ODA見える化サイト」を立ち上げ、ODA案件の現状や成果などを体系的に公表している。2012年12月末時点で、合計1,280件の案件が掲載されている。さらに、外務省ホームページ上においては、外務省が直接実施している案件を含め、

改善すべき点などがある案件やかつて改善すべき点があったが現在は効果が現れている案件のリストを公表している。これにより、説明責任の向上を図るとともに、過去の案件によって得られた知見を新たな案件の形成にかすべく努めている。

2 地球規模の課題への取組

(1) ミレニアム開発目標（MDGs）（ポストMDGsを含む。）

MDGsは、2015年までに国際社会が貧困削減、保健、教育などの開発分野において達成すべき共通の目標である。達成期限と具体的な数値目標を定めたMDGsは、開発分野の羅針盤とも言えるものである。MDGsを達成するためには幅広い関係者の連携が必要であるとの考えの下、日本は、国際社会における議論や取組を主導している。

また、2015年より先も国際社会が一丸となって開発問題に長期的に取り組んでいくことが重要である。そのため、日本は、2015年より先の国際開発目標（ポストMDGs）に関して、関心国・機関などで非公式に議論する「ポストMDGsコンタクト・グループ」を立ち上げ、2012年末までに5回の会合を開催するなど、主導的役割を果たしている。さらに、日本は、6月に国連事務総長が立ち上げた「ポスト2015年開発目標に関するハイレベルパネル」にもコンタクト・グループでの議論を共有している。9月の国連総会の機会には、関係国・機関や市民社会らと共に、ハイレベルパネルメンバーとの対話を目的としたサイドイベントを開催した。これにより、ハイレベルパネルの議論の土台を提供するとともに、ポストMDGsに対する国際社会の関心を一層高めることに寄与しており、日本のリーダー

シップは多様な関係者から高く評価された（詳細については171ページの特集参照）。

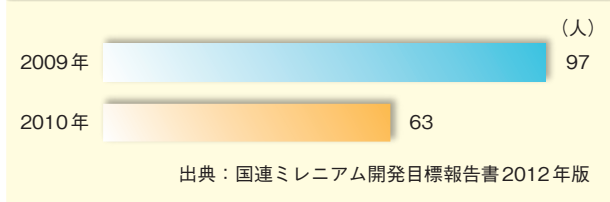
ア 人間の安全保障

人間の安全保障とは、人間一人一人を保護するとともに、自ら課題を解決できるよう能力強化を図り、個人が持つ豊かな可能性を実現できる社会づくりを進める考え方である。日本は、MDGs達成に向けた取組やポストMDGs策定に関する議論において、人間の安全保障を指導理念として重視している。また、人間の安全保障を外交の柱と位置付けて以来10年以上にわたって、国連などにおける議論、日本の主導により国連に設置された人間の安全保障基金の活用、草の根・人間の安全保障無償資金協力などの支援を通じ、同概念の普及と実践に努めてきた。さらに、9月の国連総会において、日本の主導により「人間の安全保障の共通理解」を含む国連総会決議がコンセンサス採択され、国際社会における人間の安全保障の議論も大きく前進した。

イ 保健分野

日本は保健分野において2011年からの5年間で50億米ドルの支援を表明するなど、同分野における貢献を外交戦略の柱の1つと位

開発途上地域における5歳未満児の死亡率
(出生数1,000人あたり)



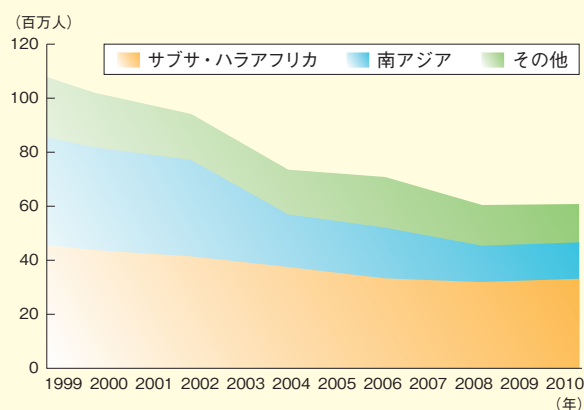
置付けて取り組んでいる。

国際社会全体での取組の結果、MDGs達成に向けた進展が見られるものの、依然として年間360万人が三大感染症により死亡しているほか¹、296万人の新生児²と29万人の妊産婦³が予防・治療可能な原因で死亡しており、更なる取組の強化が急務である。国際保健政策2011-2015の下で、日本はEMBRACE⁴モデルに基づく母子保健支援、世界基金などを通じた三大感染症対策やポリオなどの国際的な公衆衛生緊急事態への支援を取組の柱として推進している。また、保健人材の育成を含む保健システム強化を通じて、全ての人が必要な時に負担可能な費用で必要な医療サービスを受けられる状態（ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ）の実現に向けた支援が各国で進められている。

ウ 教育分野

教育分野では、「新教育協力政策2011-2015」に基づき、MDGs及び「万人のための教育（EFA）」目標の達成を目指している。具体的には、包括的な学習環境改善を行う基礎教育支援モデル「スクール・フォー・オール」に基づいた支援を行い、少なくとも700万人（延べ2,500万人）の子供に質の高い教

不就学の子供の数（1999年-2010年）



育環境を提供する取組を実施している。2012年9月には、国連事務総長は「Education First」を発表し、国際社会に教育分野での取組強化を訴えた。EFA及びMDGs達成期限である2015年を間近に控え、教育支援に関する国際社会の議論が活発になっている。日本も、教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE）理事会やユネスコ主催のグローバルEFA会合など教育分野関連会合に積極的に参加している。

エ 農業分野

農業分野では、2009年のG8ラクイラ・サミット（於：イタリア）で表明した支援を着実に実施し、達成するとともに、世界の食料安全保障の更なる改善に向けた国際社会の取組をより一層効果的なものとしていくため、2012年のG8キャンプデービッド・サミット（於：米国）で表明された「食料安全保障及び栄養のためのニュー・アライアンス」などを通じて、民間投資の増大支援などを行っている。

1 出典：国連エイズ合同計画（UNAIDS）（2011）「UNAIDS Data Tables 2011」（2011）、世界保健機関（WHO）「WHO REPORT 2011 Global Tuberculosis Control」（2011）、同「World Malaria Report 2011」。2010年の死亡者数。
 2 出典：UNICEF、WHO World Bank and the UN（2012）「Levels and Trends in Child Mortality：Report 2012」。2011年の死亡者数。
 3 出典：WHO、UNICEF、UNFPA and the World Bank（2012）「Trends in Maternal Mortality：1990 to 2010」。2010年の死亡者数。
 4 EMBRACE：Ensure Mothers and Babies Regular Access to Careの略。

オ 水・衛生分野

水・衛生分野では、日本の経験、知見や技術をいかし、ソフトとハードの両面での包括的な支援を実施している。国連ミレニアム開発目標報告書2012で指摘されたとおり、飲料水供給に関する目標は2010年に達成されたが、依然として安全な飲料水へのアクセスがない人々は存在しており、引き続き取組が必要である。衛生分野については、2011年6月に「持続可能な衛生のための5年」の開始式典が国連本部で開催され、MDGs達成に向けての取組が更に促進されているところである。

カ 防災分野

世界では毎年2億人が被災（犠牲者の9割

が開発途上国の市民）し、自然災害による経済的損失は年平均1,000億米ドルを超えている。防災への取組は持続可能な社会の実現にとって不可欠である。日本は7月に「世界防災閣僚会議in東北」を開催し、国際協力において防災を主要課題として位置付けること、災害に対して強靱な社会の構築や人間の安全保障の重要性、ポストMDGsに防災を位置付けることの必要性、実効的なポスト兵庫行動枠組策定の必要性などを盛り込んだ議長総括をまとめ、東日本大震災からの復興が進む被災地から世界へ力強いメッセージを発信した。また、12月には、国連総会において、第3回国連防災世界会議⁵の日本における開催が決定された。

⁵ グローバルな防災戦略について議論する国連主催の会議。第1回（1994年、於：横浜）、第2回（2005年、於：神戸）ともに日本が主催。第2回国連防災世界会議では2005年から2015年までの10年間の国際的な防災の取組指針である「兵庫行動枠組」が策定され、第3回国連防災世界会議では、その後継枠組み（ポスト兵庫行動枠組）の策定が見込まれている。

特集**2015年より先の国際開発目標（ポストMDGs）****1. ミレニアム開発目標（MDGs）とは**

MDGsは、開発途上国支援に関する国際社会全体の共通目標です。2000年9月に開催された国連ミレニアム・サミットで採択された「国連ミレニアム宣言」等を基にまとめられました。MDGsでは極度の貧困と飢餓の撲滅など2015年までに達成すべき8つの目標を掲げており、各目標の下には具体的に成果を測定することのできる21のターゲットと60の指標が設定されています。

8つの目標

- 目標1：極度の貧困と飢餓の撲滅
- 目標2：初等教育の完全普及の達成
- 目標3：ジェンダー平等推進と女性の地位向上
- 目標4：乳幼児死亡率の削減
- 目標5：妊産婦の健康の改善
- 目標6：HIV／エイズ、マラリア、その他の疾病のまん延の防止
- 目標7：環境の持続可能性確保
- 目標8：開発のためのグローバルなパートナーシップの推進



子供たちに明るい未来を（写真提供：今岡昌子/JICA）

MDGsは、単純明快で期限付きの数値目標の導入により、開発分野における進展を図るための国際社会共通の羅針盤として重要な役割を果たしています。1日1.25米ドル未満で生活する人口の割合の半減や安全な飲料水へのアクセスに関する目標の達成など、MDGsは既に一定の成果を上げています。しかし、2015年までに達成が困難と思われる分野も少なくなく、例えば、初等教育の完全普及、妊産婦の健康の改善、ジェンダー平等の推進と女性の地位向上等についても、多くの地域で2015年までの達成は困難と考えられています。

2. 2015年より先の開発目標

国際社会においては、MDGsの達成に向けた取組の強化に加え、2015年より先の国際開発目標の策定に向けた議論も本格化しています。

日本は、新しい枠組みが様々な課題に有効に対処できるものとなるよう、議論を主導してきました。2011年には、関心国・機関などで非公式に意見交換を行うことを目的とした「ポスト2015年開発目標コンタクト・グループ」を立ち上げ、2012年末までに5回の会合を開催しました。また、2012年7月には、^{バンギムン}潘基文国連事務総長の諮問委員会である「ポスト2015年開発目標に関するハイレベルパネル」が立ち上げられましたが、このハイレベルパネルに対しても9月の国連総会の機会に開催したハイレベルパネルメンバーとの対話を目的としたサイドイベントの場を活用して、コンタクト・グループでの議論を共有しています。

3. 主要な課題

日本は、以下のような主要課題を念頭に、2015年より先の開発目標を新しい時代にふさわしいものとするべくその策定に向けて議論を主導しています。

- 現行MDGsを基礎とし、貧困撲滅を中心に据え、野心的な目標を策定する。
- 開発の原動力となる富を創出する「成長」と「雇用」に光を当て、様々な社会階層の雇用を創出し、社会全体が成長の果実を実感できることを目指す。
- 世界の貧困層の約4分の3が中所得国に居住しているという現状を踏まえ、国内格差の拡大にも目を向け、国内での地域間や社会階層間での格差の克服を目指す。
- 防災、食料安全保障・栄養といった持続可能な開発のために重要な新たな課題などへの対処、民間セクターや新興国、NGOなどとの新たなパートナーシップの促進など、この10年間の国際社会の変化に対応する。
- 開発途上国自身の努力（オーナーシップ）を推進し、開発効果を向上させる。

様々な課題の相互関連性に対処するため、人間一人一人に着目し、個人の保護と能力強化を進める「人間の安全保障」のアプローチを取り入れることが有効です。日本は、人間の安全保障の理念に立脚した2015年より先の開発目標の策定に向け、引き続き積極的に取り組んでいきます。

ミレニアム開発目標（MDGs）に資する民間企業の取組

お医者さんや看護師さんに一度も診てもらったことがない人はどれだけいるでしょうか。世界では、3億5,000万人^(注)の子供たちが一生に一度も診療を受けることができないそうです。

タケダは、一昨年で創業230年を迎えました。私たちは、次の100年、200年に向けても、グローバル企業として人々の健康と医療の未来に貢献していきたいと考えています。そこで、社会的責任を果たす企業として「グローバル社会から一体何を求められているのか」という視点から、私たちが取り組むべきことを考えました。現在、三大感染症といわれるエイズ・結核・マラリアにより、世界で年間数百万人の命が奪われており、2000年に国連がまとめたMDGsにも、「HIV／エイズ、マラリアその他の疾病の蔓延の防止」が世界共通の目標として掲げられています。

しかし、タケダはエイズ・結核・マラリアの薬を持っていません。また、タケダとしての取組を考え始めた当時は、アフリカでビジネスを行っていませんでした。この分野で患者さんや保健医療に貢献することができずにはありません。「薬がない、マーケットがないことが取り組まない理由になるのだろうか」などの議論が社内で巻き起こりました。その結果、2010年から、「世界エイズ・結核・マラリア対策基金（世界基金）」と協働し、世界基金を通じて三大感染症の問題に取り組む保健医療人材をサポートするプログラムを開始することになりました。

世界基金は、日本政府が感染症対策を世界が取り組むべき課題として位置付けたことが発端となって政府や国際機関だけでなく市民社会が一体となって、2002年に設立され、その支援によってこれまでに870万人の命が救われています。その実績と透明性の高さは、各国政府や国際機関からも高い評価を受けています。タケダは、保健医療人材の育成には時間がかかるという点を踏まえて、年間1億円の寄付を10年間継続することを決定しました。そして、三大感染症の問題に専門的に取り組む世界基金を応援する動きを主導し、他社にも広げていきたいという思いからこのプログラムを「タケダ・イニシアティブ」と名付けました。

その後も、タケダは、外務省「ミレニアム開発目標官民連携ネットワーク」が主催した「国際保健分野における官民連携強化のためのラウンドテーブル」でモデレータを務め、国内外の企業、国際機関、省庁と意見交換を行ったり、2015年より先の開発目標の在り方について、民間企業の立場から意見を述べるなど、官民連携の推進に努めています。

「アフリカにおける保健医療人材の育成・強化を目指す『世界エイズ・結核・マラリア対策基金』に対する寄付プログラム」
武田薬品工業株式会社 コーポレート・コミュニケーション部 シニアマネジャー 金田晃一



タンザニアの保健医療関係者とのステークホルダー・ダイアログ



タンザニアにて、村のリーダーと現地NGOが協力して、村民の皆さんにマラリアを防ぐための蚊帳の使用方法について啓発教育をしている様子

(注) セーブ・ザ・チルドレン（2011）“No Child Out of Reach” 報告書

(2) 地球環境問題・持続可能な開発

ア 生物多様性

近年、世界の多様な生物資源が医学・科学等の分野の発展に大きな恩恵をもたらすことが明らかになっている。その観点からも、生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用により人類が医学、科学等の分野で得られる恩恵が注目されており、2010年には、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が名古屋市において開催された。2012年10月には、第11回締約国会議（COP11）がハイデラバード（インド）で開催され、2015年までに開発途上国への資金の流れを倍増するとともに、被援助国に対しても開発計画における生物多様性の優先順位を上げるなどの努力を求めるとの暫定目標が採択されたほか、愛知目標や名古屋議定書といったCOP10の成果を着実に実施し、推進していくことが確認された。

また、2012年4月には生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）が設立された。日本は、こうした枠組みも活用し今後国内で蓄積された科学的知見を世界の生態系保全に活用していく。

イ リオ+20

1992年の「地球サミット」（国連環境開発会議）から20年となる2012年6月、地球サミットと同じ開催地であるリオデジャネイロ（ブラジル）で国連持続可能な開発会議（リオ+20）が開催され、多数の首脳・閣僚のほか、国際機関、企業、市民社会などから約3万人が参加した。日本からは、玄葉外務大臣及び長浜博行内閣官房副長官を始め、関係省庁及び政府顧問（市民社会の代表）から成る政府代表団130名が参加した。リオ+20では、グリーン経済への移行に向けた取組の推進、持続可能な開発を推進するための制度的



「緑の未来」イニシアティブを発表する玄葉外務大臣（6月20日、ブラジル・リオデジャネイロ）

枠組み、防災やまちづくりなどについて話し合わせ、「我々の求める未来」と題する成果文書が採択された。日本は、積極的に議論に貢献したほか、環境未来都市の世界への普及、世界のグリーン経済移行への貢献、災害に強い強靱な社会づくりの3分野を柱とする「緑の未来」イニシアティブを表明した。

ウ 有害化学物質・有害廃棄物の国際管理

(ア) 条約間の協力と連携の促進

バーゼル条約、ロッテルダム条約、ストックホルム条約の3条約は、有害な化学物質や廃棄物を規制し、人の健康や環境への影響を未然に防止するという共通の目的を持っている。3条約の協働体制の構築と協力の更なる促進に向けて、2013年に3条約の第2回拡大合同締約国会議（COP）を開催することとなっている。

(イ) 国際的な水銀管理

2010年から、水銀に関する条約の制定に向けた政府間交渉が開始され、2013年1月に条約の条文案が合意されるとともに、名称を「水銀に関する水銀条約」とすることが決定された。2013年10月に同条約の採択・署名のための外交会議が、熊本県で開催される予

定である。

（ウ）オゾン層保護

日本は、「オゾン層の保護のためのウィーン条約」及び「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」を締結し、これを着実に実施することによって、オゾン層保護に貢献するとともに、モントリオール議定書の下に設けられた多数国間基金を通じて開発途上国を支援している。

2012年11月、モントリオール議定書第24回締約国会合（MOP24）がジュネーブ（スイス）で開催され、オゾン層を破壊しないが温室効果の高い代替フロンであるハイドロフルオロカーボン（HFC）の扱いなどについて、検討を続けていくことになった。

（3）気候変動

ア 概観

2012年、日本は、全ての国が参加する公平で実効性のある新たな国際枠組みを構築するとの最終目標に向け、気候変動分野における国際交渉の前進に貢献するとともに、世界の低炭素成長実現に積極的に取り組んだ。

11月26日から12月8日にかけてドーハ（カタール）で開催されたCOP18では、厳しい交渉の末、既存の2つの作業部会の作業を終了させることにより、京都議定書に代わる新たな国際枠組みの構築に向けた交渉に専念できる環境が整備された。これは、現在の温室効果ガス排出国第1位から第3位が中国、米国、インドとなっており、京都議定書で削減義務を負う国の割合が大きく低下している（世界全体の約15%）という現状に照らし、大きな意義がある。

また、日本は、2009年末に表明した2012年末までの約3年間の開発途上国への短期支

エ 森林

森林は、接続可能な開発、気候変動の緩和と適応、生物多様性の保全を始めとする地球規模の課題と密接に関連している。

日本は、違法伐採対策を始めとした持続可能な森林経営に向けた世界規模の取組を従来から重視しており、二国間ODAの実施や国際熱帯木材機関（ITTO）等の国際機関に対する拠出を通じて、開発途上国の関連する取組を積極的に支援するとともに、国連森林フォーラム（UNFF）などを通じ、持続可能な森林経営の更なる促進のための議論に積極的に貢献している。2012年11月には、「2006年の国際熱帯木材協定」の発効以降初めてのITTO理事会が横浜で開催された。

援（官民合わせ150億米ドル）について、約174億米ドル（2012年10月末時点）の達成を発表した。これにより、先進国全体の短期資金（過去3年間の公的資金による300億米ドルの支援約束。実績額は336億ドル）のうち、約40%に当たる133億米ドルを日本が実施したことになり、国際約束の達成に主要な役割を果たした。先進国全体での短期資金に関する国際約束達成は、COP18の成果文書の中でも認知された。

日本は、国連の枠組みにおける取組に加え、昨年のCOP17で提唱した「世界低炭素成長ビジョン」に基づき、「東アジア低炭素成長パートナーシップ対話」の開催や「二国間オフセット・クレジット制度」の推進などの二国間・地域レベルの気候変動対策に積極的に取り組んだ。

1 国連気候変動枠組条約第18回締約国会議 (COP18)

日本は、長浜博行環境大臣を代表団長としてCOP18の交渉に臨んだ。今回の交渉において、日本は、2020年以降の新たな法的枠組みに関する2015年までの合意に向けて、「交渉の基礎的なアレンジメントを整えた」との明確なメッセージを世界に示すこと、そのために、①将来枠組みに関して議論する場である「強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会」における2013年以降の交渉段取りについて各国が認識を共有すること、②既存の2つの特別作業部会（「条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会」及び「京都議定書の下での附属書I国⁶の更なる約束に関する特別作業部会」）の作業を完了して両作業部会を終了させることの2点を目指して交渉に当たった。

最終的に、以下の5つの主要な成果を含む「ドーハ気候ゲートウェイ」と呼ばれる一連の合意に達した。

- ①新たな国際枠組みの構築などに向けた特別作業部会の作業に関する決定
- ②京都議定書改正とそれに伴う特別作業部会の終了
- ③条約の下での長期的協力に関する決定とそれに伴う特別作業部会の終了
- ④資金に関する一連の決定
- ⑤気候変動による損失と被害に関する決定

このうち新たな国際枠組みの構築に関しては、2014年末の第20回締約国会議（COP20）に向けて交渉テキストの要素について検討を進めることなど、2013年以降の作業計画などが決定され、これにより今後の交渉の段取りが明らかになった。また、京都議定書の改

正については、第二約束期間の長さを8年とすることなどが盛り込まれた決定が採択されたほか、第二約束期間に参加しない日本などの国も同期間中にクリーン開発メカニズムのクレジットの原始取得が可能であることが確認された。こうした一連の成果によって、日本は、所期の目標を達成することができたと言える。

さらに、資金分野に関しては、2013年から2015年までの援助額を少なくとも以前の3年間の平均値以上にする努力を先進国に対して奨励するなどの決定がなされた。そのほか、脆弱国における気候変動による被害の軽減のための制度を設立することが決定された。

2 低炭素成長推進に関する日本の取組

日本は、国際的に協力して地球温暖化対策に効果的に取り組むため、COP17に際して発表した「世界低炭素成長ビジョン」に基づき、様々な具体的取組を提案し、積極的に実施してきた。

特に、国際交渉を補完する枠組みとして次のような地域協力を推進した。まず、最大の温室効果ガス排出地域である東アジア地域において低炭素成長モデルの構築を推進すべく、各国の政府・国際機関関係者を集めた「東アジア低炭素成長パートナーシップ対話」を2012年4月に東京で開催した。この対話では、各国の低炭素成長戦略策定や実施と多様な当事者の知的ネットワークとしての「東アジア低炭素成長ナレッジ・プラットフォーム」の立ち上げなどへの協力が合意され、低炭素成長実現に向けた地域協力を進める重要な機会となった。2013年春に第2回対話を開催する予定である。また、アフリカ地域につ

⁶ 国連気候変動枠組条約の附属書Iにリストアップされている先進国・市場経済移行国。京都議定書では附属書I国全体に対して、京都議定書第一約束期間中に少なくとも1990年比5%の温室効果ガス排出削減目標が定められている。

いては、TICADの枠組みで低炭素成長・気候変動に強靱な開発に関する戦略の策定に向け作業を加速させている。さらに2012年7月には島嶼国との間で気候変動政策対話を東京で開催し、気候変動政策に関する相互の理解を深めた。

また、日本は、優れた技術を活用しつつ開発途上国の気候変動対策を強化すべく、「二国間オフセット・クレジット制度」を推進している。これは、京都メカニズムを補完するものであり、低炭素技術の提供などによって

相手国の温室効果ガス削減に貢献し、これにより達成された排出削減や吸収量のクレジットを日本の削減目標達成に活用する制度である。既に31か国で191件の実証事業を実施した。特に、モンゴルやバングラデシュとの間では、COP18の際の二国間会談で同制度の2013年からの開始について実質的な合意に至った。また、モンゴルとは、2013年1月に同制度に関する二国間文書への署名を行い、制度実現に向けて大きく前進した。

(4) 北極・南極

ア 北極

(ア) 北極における状況変化と国際的議論の高まり

北極では、海水面積の長期的減少傾向が1970年代後半から観測されており、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第4次評価報告書では、地球温暖化との関連が指摘されている。その一方で、北極海航路の開通、資源開発などの様々な可能性も広がりつつあり、北極に関わる国際的議論が活発化している。北極をめぐる最近の状況は、地球環境、各国の安全保障や経済権益に影響を与える可能性があることから、北極圏外に位置する日本も、海洋国家として、また、地球環境問題を重視する国として、北極に関する議論に適切な形で参画していく必要がある。

(イ) 北極評議会（AC）

AC（次ページ図参照）は、全ての北極圏国が参加する常設の政府間ハイレベル・フォーラムであり、国際的にも大きな関心が注がれている。日本は、正式にオブザーバー資格申請を行った2009年7月以来、各種会合への参加実績を積んでいる。2012年11月に

は、AC議長国スウェーデンが主導して北極評議会のオブザーバー及びアド・ホック・オブザーバー会合（副大臣級会合）が開催されたが、この会合において、吉良州司外務副大臣は、日本が、北極に関わる調査研究分野において実績を蓄積しており、オブザーバーとしてACの具体的な活動に貢献していく知見と意思を十分に有していることを強調し、日本のオブザーバー資格申請に対する理解を各国に求めた。オブザーバー資格承認の決定が行われる閣僚会合は、2013年の予定であり、引き続き各種会合への参加の積み重ねと加盟国への働きかけを行っていく。

(ウ) 北極タスクフォース

2010年9月、北極に関する日本の外交政策を分野横断的に検討していくため、外務省内に「北極タスクフォース」を立ち上げ、活動を開始した。以降、同タスクフォースの下で、外部有識者を招いて研究会を開催するなど、適切な北極政策を推進すべく協議・調整を行うとともに、知見の蓄積に努めている。

北極評議会 (AC) 概要

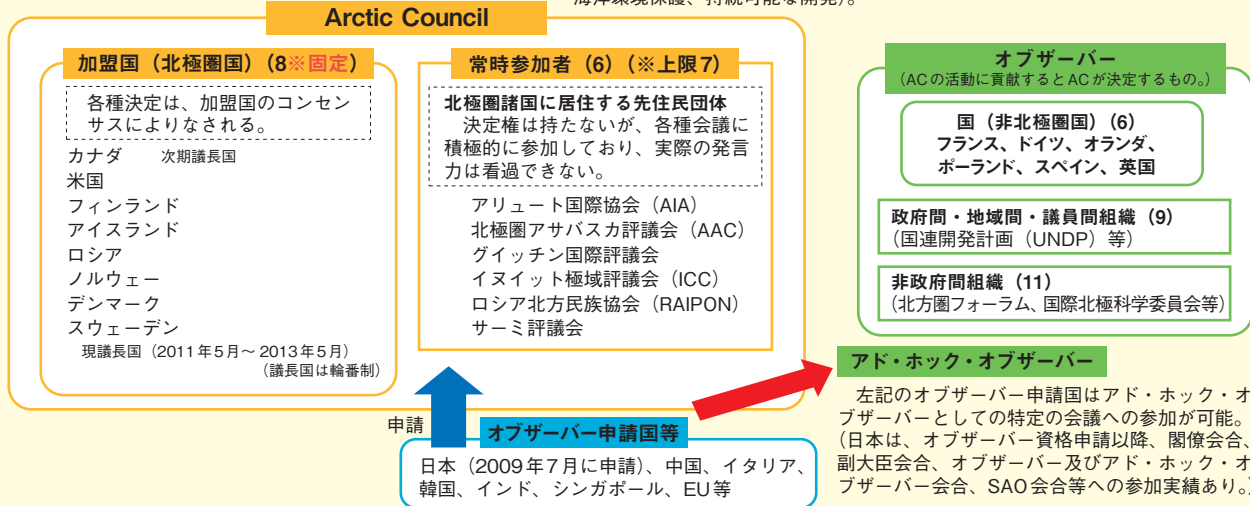
経緯：「オタワ宣言」（1996年9月）に基づき、加盟国政府間のハイレベル・フォーラムとして設立。

目的：北極圏に係る共通の課題（持続可能な開発、環境保護等）に関し、先住民社会等の関与を得つつ、北極圏諸国間の協力・調和・交流を促進する。

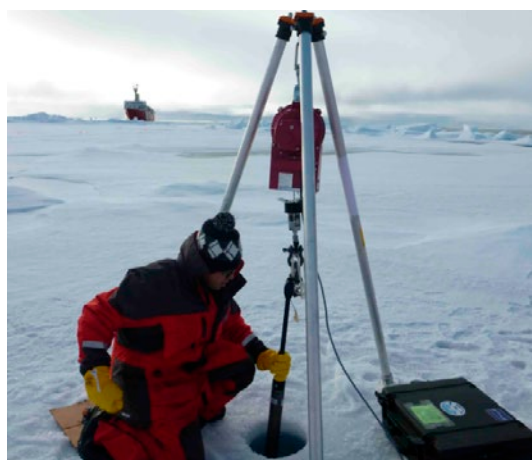
(注) 軍事・安全保障関係は扱うべきではない点がオタワ宣言における注書きで明記されている。

各種会合：

- (1) 閣僚会合
隔年開催。第7回会合は2011年5月にグリーンランド自治領（デンマーク）・ヌークで開催（日本からもアド・ホック・オブザーバーとして出席）。
- (2) 副大臣会合
2010年5月に初会合開催、閣僚会合が行われない年に隔年開催。
- (3) 高級北極実務者（SAO）会合
最低年2回、議長国の呼びかけにより開催。
- (4) 分野別作業部会
現在、6部会が活動中（汚染対策、監視・評価、動植物保護、緊急対応、海洋環境保護、持続可能な開発）。



北極評議会 (AC) オブザーバー及びアド・ホック・オブザーバー会合に出席する吉良外務副大臣 (左から8番目) (11月6日、スウェーデン・ストックホルム)



海洋観測装置 (CTD) による観測の様子 (写真提供：国立極地研究所)

1 南極

(ア) 南極条約

南極は、領土主権・請求権が凍結された地域となっている。一方、南極で科学研究活動を行っている国の中には、南極の一部に領土主権・請求権を主張する国 (クレイマント) と領土主権・請求権を主張しないと同時に他国の主張も否認する国 (ノン・クレイマント) がある。日本は、1951年のサンフラン

シスコ平和条約において南極に対する領土の請求権を放棄しており、ノン・クレイマントの立場をとっている。

このような基本的立場の違いはあるものの、南極条約の下で、各国は、クレイマント／ノン・クレイマント双方の対立を表面化させず、南極の環境問題などの共通の関心事項について協調して対応するように努めている。

南極条約締約国の中でも、基地を設けるなど、積極的に科学的調査活動を実施している国（28か国）は、南極条約協議国と称され、定期的に情報を交換するとともに、国際協力の促進などについて協議を行っている。日本は、南極条約の原署名国及び協議国として、南極をめぐる議論に積極的に参加し、南極条約体制の維持・発展を通じて、国益の確保に努めている。

（イ）南極条約協議国会議

毎年開催される協議国会議では、南極の環境保護、南極観測、南極条約事務局の運営、南極観光などに関する議論を行っている。特に近年は、年間観光活動が南極の環境に与える影響や南極地域における適切な観光の管理について活発な議論が行われている。2012年の協議国会議では、南極に年間2万人の観光客が訪れる中で大きな懸念材料となっている非在来生物への対策についてガイドラインが採択された。

3 科学技術外交

科学技術は、国防、経済、産業など様々な分野における国力の源であり、イノベーションを通じて経済成長を支える基盤である。日本は、世界最高水準の科学技術力をいかして、持続可能な成長や気候変動、防災、感染症、エネルギー、水・食料などの地球規模の

課題の解決に向けた外交を推進するとともに、日本と世界の科学技術を発展させるための外交に取り組んでいる。また、ソフトパワーとしての日本の科学技術の発信も行っている。

（1）各国・地域との科学技術協力

二国間では、相手国との科学技術分野における協力の原則や枠組み、協力活動の形態、知的所有権の扱いなどを定める科学技術協力協定を締結している¹。2012年には、米国、オーストラリア、中国、北欧・中東欧諸国など12か国との間でそれぞれ科学技術協力協定に基づく合同委員会²を開催し、科学技術協力の現状、今後の協力の方向性や在り方などについて協議した。

また、在外公館（海外にある大使館、総領事館等）を通じた発信を強化するため、グ

リーン・イノベーションや材料科学などの分野において、著名な日本人科学者や専門家を東南アジア、南米、欧州、アフリカの10か国³に派遣し、現地の科学技術コミュニティや学生、一般市民などに向けて、日本の優れた科学技術を紹介した。また、環境・エネルギー、生物資源、防災、感染症対策などの分野で、開発途上国と日本の科学者が共同して行う地球規模の課題解決に資する研究などをODA⁴を活用して支援した。

1 日本は、32の科学技術協力協定を署名又は締結しており、47か国・機関に適用されている。

2 2012年は、ハンガリー、スロバキア、フィンランド、スウェーデン、イスラエル、ノルウェー、スペイン、米国、中国、オーストラリア、南アフリカ、スイスとの間で合同委員会を開催した。

3 インドネシア、マレーシア、タイ、ブラジル、スウェーデン、フィンランド、デンマーク、スペイン、ポルトガル、南アフリカ共和国。

4 開発途上国のニーズを踏まえ、外務省、文部科学省、JICA、JSTが連携し、対象国・地域の大学・研究機関と環境・エネルギー、生物資源、防災、感染症対策などの分野で共同研究や能力向上支援を行う「地球規模課題対応国際科学技術協力事業」を実施するとともに、外務省、文部科学省、JICA、JSPSが連携し、対象国・地域の人材育成を目的として、当該国・地域の大学・研究機関などに科学技術全般の分野で共同研究を行う日本側研究者を派遣する「科学技術研究員派遣事業」を実施している。

(2) 多数国間での科学技術協力

多国間での協力においては、例えば、日本は、科学技術面での開発課題や情報通信技術（ICT）に関する議論が行われている国連開発のための科学技術委員会について、2012年4月のメンバー国選挙に立候補し選出されており（任期は2013年1月から4年間）、こうした場での国際的な議論に主体的に参画していく。

また、日本は、大規模国際科学技術プロジェクトにも積極的に関わっている。

例えば、熱核融合実験炉を建設・運用する「イーター（ITER）計画」をEU、米国などと共に主導しており、イーター機構長には本島修教授が2010年から就任している。6月にワシントン、11月にカダラッシュ（フランス）で開催されたイーター理事会においては、イーター機構から、機構本部ビルなどの建設活動が着実に進展しているとの報告が行われた。



建設中のイーター実験炉（写真提供：Credit@ITER Organization, <http://www.iter.org/>）